

開発許可審査基準

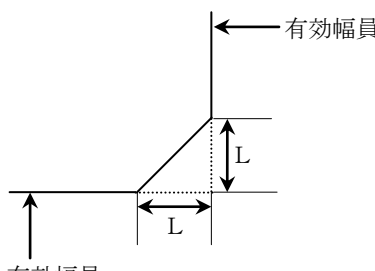
●道路に関する基準（都市計画法第33条第1項第2号）

・道路の構造

道路の平面交差点の交差角は、直角又は直角に近い角度とし、交差部に設けるすみ切長さは次表に示す値を基準とする。やむを得ず交差角が直角と著しく相違する場合、その他特別の理由ある場合は個々の交差点毎に決定する。

道路交差点のすみ切

（単位：m）

道路幅員	有効幅員 4.0m	6.0m	9.0m	12.0m	16.0～ 18.0m	備 考
有効幅員 4.0m	2	2	2	-	-	
6.0m	2	3	3	3	-	
9.0m	2	3	4	4	4	
12.0m	-	3	4	6	7	
16.0～ 18.0m	-	-	4	7	8	